

令和元年度 第2回 京都市高齢者施策推進協議会 摘録

日 時 令和元年11月14日（木）午後5時～午後7時09分

場 所 ホテルルビノ京都堀川 2階「加茂の間」

出席委員 麻田委員，伊藤委員，井上委員，射場委員，内山委員，沖委員，奥野委員，加藤委員，
北川（英）委員，北川（靖）委員，源野委員，里村委員，千葉委員，中村（英弘）委員，
中村（英次）委員，原田委員，檜谷委員，福富委員，藤中委員，三代委員，道本委員，
森委員，山岡委員，山岸委員，山添委員

欠席委員 植村委員，清水委員，田辺委員，谷委員

事務局

（開会）午後5時

＜司会＞ 谷利部長

＜開会あいさつ＞ 村上副市長

＜委員の紹介＞

＜会議成立の報告＞

＜事務局の紹介＞

＜協議事項1＞ 会長の互選，会長職務代理者の指名について

＜事務局説明＞

資料1 京都市高齢者施策推進協議会規則

＜意見交換・質疑＞

北川（靖）委員：本協議会の会長については，学識経験者として，高齢者保健福祉施策に精通されている福富委員にお願いしてはいかがでしょうか。

谷利部長：福富委員を会長にいかかたのご発言ですが，ご異論がないようであれば拍手でご確認をお願いします。

＜委員一同拍手をもって賛同＞

福富会長：皆さまのご指名をいただいたので，引き受けさせていただきます。

谷利部長：会長職務代理者については，京都市高齢者施策推進協議会規則第2条第4項に，「会長に事故があるときは，あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と規定され

ているため、福富会長からご指名をお願いします。

福富会長：京都府医師会の北川（靖）委員にお願いしたいと思います。

北川（靖）委員：会長からのご指名のため、引き受けさせていただきます。

<協議事項２> 協議会の運営方法について

<事務局説明>

資料１ 京都市高齢者施策推進協議会規則

資料２ 各部会（ワーキンググループ）における主な協議事項等

<意見交換・質疑>

福富会長：ワーキンググループ構成員を私から指名させていただきます。

まず、常任ワーキングについて、高齢者保健福祉計画ワーキンググループに属する委員は、麻田委員、射場委員、沖委員、奥野委員、北川（靖）委員、源野委員、里村委員、谷委員、千葉委員、中村（英弘）委員、原田委員、檜谷委員、藤中委員、道本委員、山添委員、以上の委員にお願いしたいと思います。

続いて、介護保険事業計画ワーキンググループに所属する委員は、伊藤委員、井上委員、植村委員、内山委員、加藤委員、北川（英）委員、清水委員、田辺委員、中村（英次）委員、三代委員、森委員、山岡委員、山岸委員、以上の委員に加えて、私も介護保険事業計画ワーキンググループに所属します。

それぞれのワーキンググループの部会長について、介護保険事業計画ワーキンググループについては私が部会長を務めます。高齢者保健福祉計画ワーキンググループの部会長は、職務代理者でもある北川（靖）委員にお願いしたいと思います。

引き続き、特別ワーキンググループの構成員の指名に移ります。特別ワーキンググループについても議論の継続性を踏まえ、前回所属していただいた方を引き続き指名いたします。

まず、在宅医療介護連携ワーキンググループに所属する委員は、麻田委員、伊藤委員、井上委員、沖委員、奥野委員、北川（靖）委員、源野委員、清水委員、田辺委員、千葉委員、中村（英弘）委員、原田委員、三代委員、山岸委員の以上とし、部会長については、引き続き北川（靖）委員にお願いしたいと思います。

続いて、介護保険施設等事業者選定ワーキンググループに所属する委員については、北川（英）委員、北川（靖）委員、特別委員の岩永委員、以上の委員に加え、私も介護保険施設等事業者選定ワーキングに所属し、部会長を務めます。会長による指名事項なので意見交換等は踏まえずに、この体制でお願いいたします。

山岡委員：私は介護保険事業計画ワーキンググループではなく、高齢者保健福祉計画ワーキンググループのほうだと思いますが。

谷利部長：前回まで介護保険事業計画に所属していただいていたが、高齢者保健福祉計画ワーキングのほうに異動を希望されているということでよろしいでしょうか。では、事務局において調整させていただきます。

＜協議事項 3＞ 地域密着型通所介護の指定拒否の拡大等について

＜事務局説明＞

資料 3 地域密着型通所介護の指定拒否の拡大等について

＜意見交換・質疑＞

内山委員：日常生活圏は概ね中学校圏で広くないので、事業所自身で過不足の情報は概ね分かるように思うが、過当競争が起こっているような地域に、新たな事業者が参入するのは何故でしょうか。

また、供給量と見込み量をできるだけ一致させるという話ですが、定員の空きを 5 % 程最初から見込むことはできないのでしょうか。

北垣課長：まず 1 つ目の新規参入の理由について、詳細に分析は行っていないですが、一定の地域に多くの事業者がいるということは、他の事業者から見ても採算がとれる見込みがあるとの判断をしているのかと思います。一方で、事業者が集まり過ぎた結果、供給過剰になっている圏域もあるため、サービスの供給状況について年に 1 回周知することも、効果があると考えています。

2 つ目の定員に一定の余裕を作るという点ですが、定員数については、事業者が設定し、運営していく仕組みとなっており、事前にその枠を定めることは、一般的には難しいと考えています。ご意見の趣旨としては理解できるので、今後の方策を考える中で一つの参考とさせていただきます。

三代委員：小規模多機能型居宅介護の状況について補足します。小規模多機能型居宅介護は、通いと訪問と泊まりをセットにしたサービスを展開しており、通いの部分だけで通所介護と比較すると、よく似たカテゴリーですが、利用者の体調や家族の具合によって緊急に対応するための余裕を持っておかないと、事業が成立しないという経営形態となっており、一定数の利用者がいないと経営が困難です。比較的少人数で運営できる通所介護とは区別し、利用数を確保していくことが事業を存続させていくための一つの方法ではないかということで、今回の規制を導入いただいた経過があると推測しています。

福富会長：地域密着型サービスは、地域包括ケアシステムの構築に非常に大きな戦力として期待さ

れていますが、事業者によっては経営的に問題があり、積極的に参入してくださるところばかりではない中で、通所介護事業所の規制を拡大することにより、より必要とされる介護サービス等の普及を図るといった内容ですが、小規模多機能型居宅介護等の普及に向け、ご要望などがあればご発言をお願いします。

三代委員：小規模多機能型居宅介護では、登録定員について 25 名、あるいは 29 名まで認められており、定員数のうち、泊まりが 7 名もしくは 9 名までとなっています。実際の稼働率としては、泊まりが少ない。泊まりの利用者が 1 名いた場合、夜勤を 1 名配置する必要がありますが、特養の場合は利用者 10 名に職員 1 名という配置基準となっており、小規模多機能型居宅介護では、宿泊室がフル稼働している訳ではないので、効率の面で課題があると感じています。有効に使えるような体制整備について、京都市とは相談していきたいと考えています。

谷利部長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護の本市の事業所数は、令和元年 8 月末時点で 11 事業所となっています。近隣の政令指定都市と比較すると、30 年度末で大阪市・神戸市が 14 事業所となっており、やや少ないが、同じく地域密着型サービスのひとつである夜間対応型訪問介護の事業所数は、大阪市・神戸市ともに 7 事業所であるのに対し、京都市は 10 事業所となっています。京都市の場合、夜間対応型訪問介護が始まった平成 18 年度から、先進的に事業者が参入している経過があり、サービスのバランスで考えると、地域密着型のうち、今後必要とされていくサービスが、事業所の努力によって一定集積されていると考えています。

先ほど三代委員からショートステイに関してご発言いただきました。ショートに関しては一時期稼働がひっ迫していましたが、平成 30 年 4 月実績の稼働率で約 8 割になっています。ショートのベッド数としては 30 年 4 月で 1,100 床程度だが、小規模多機能型居宅介護の居室が 30 年 8 月で 700 室程でした。小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護でショートに対応できる居室を一定整備されてきたことにより、ショートの稼働率も需給バランスも緩和してきたと思っています。地域密着型サービスについても、今後より良好な形で集積が図れるようにしていきたいです。

また、内山委員がおっしゃっていた通所介護の件ですが、通所介護の場合は、資格のない方でも介護職として働けるなど、参入障壁が低いという点があります。本市の地域密着型デイの場合、約 8 割が営利法人です。介護サービスは価格競争がなく、法定で一律の価格になっており、利用者もリピーターが多く、参入された事業者にも顧客がつくかどうかでその後の経営が左右されることもあります。競争が激しい地域については、京都市からお示しすることによって、事業者の開業選択にも資するようになっていきたいというのが、今回の規制の趣旨でございます。

北垣課長：三代委員からご意見いただいた小規模多機能型居宅介護のベッドの運用については、現

在厚生労働省に確認中であるため、国からの方針提示後、改めて検討していきたいと考えています。

山添委員：今回規制対象となっている地域密着型デイサービスに、認知症対応型通所介護は含まれるのでしょうか。小規模多機能型居宅介護が増えることはとても有難いことだが、認知症対応型通所介護の利用者について、小規模多機能型居宅介護等で対応するのは困難ではないでしょうか。

遠藤課長：今回、指定拒否の対象とする地域密着型のデイサービスは、「地域密着型通所介護」という種別のものです。地域密着型通所介護は、「運動特化型デイ」などの名称で、比較的軽度の利用者に対して、運動プログラムを実施している事業者が多いです。同じ地域密着型サービスの中に、認知症の症状がある方専用のデイサービスである「認知症対応型通所介護」という類型がありますが、これについては、今回の指定拒否の対象とはなっておらず、引き続きサービスの充実に努めてまいります。

源野委員：今回議題の表題が「地域密着型通所介護の指定拒否の拡大等について」となっていますが、今回、新たに通所介護についても指定拒否実施の取り扱いをされるので、事業者へ周知される際には、見出しを工夫するなどして、通所介護についても京都市は踏み込んで取組むということがわかるようにしていただきたいと思います。

もう1点、総合事業の介護予防型デイサービスの状況についても把握したいと思っています。総合事業が始まって間がありませんが、介護予防型デイサービスと通所介護を一体的に実施している事業所は多いと考えられるので、指定拒否の実施に関して将来的に予防の部分はどうなのか、情報が集約できた段階でご教示いただきたく思います。

北垣課長：本取組の趣旨がわかるよう、タイトルを含めて検討いたします。

遠藤課長：総合事業の通所型サービスとの関係についてですが、総合事業は平成29年4月に開始され、需給の状況を注視して取組を進めているところです。制度的には国から総合事業の通所型サービスについても指定拒否等の導入は市町村の判断できることとされていますが、まだ制度開始後年数が浅いこともあり、京都市では実施していません。今後第8期事業計画の策定に向け、総合事業の実施状況、サービスの利用状況等を見ながら検討していきたいと考えています。

<協議事項4> 短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて

<事務局説明>

資料4 短期集中運動型デイサービスの人員基準の見直しについて（案）

参考資料 1 介護予防・生活支援サービス事業の事業所数及び利用者数

参考資料 2 介護予防・生活支援サービス事業に係る課題及び今後の対応策について

<意見交換・質疑>

千葉委員：サービス計画作成者にかかる資格要件の緩和策として、准看護師を追加するということですが、准看護師は、医師、保健師、看護師の指示の下に看護計画の作成ができる立場の者です。現行の資格要件である理学療法士、作業療法士、保健師、看護師は、それぞれの資格と責任を持ち、利用者が3か月間でどう改善するか評価しながらサービス計画を作成していく専門的な職種であり、その中に准看護師を入れることは、質が下がると考えます。准看護師の追加については、看護協会としては反対です。主任指導員についても、同意見とさせていただきます。

福富会長：提案に対して反対のご意見でした。他の委員からのご意見をいただいたうえで事務局から返事をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

山岸委員：短期集中運動型デイサービスについては、人員配置のほか、時間的な問題も大きいと感じます。また、お元気な方であればスポーツセンター等に行かれる方が比較的多いので、それらとの差別化が難しい。理学療法士、作業療法士などの専門職を配置し、きちんとチェックして指導するなどすれば、利用者が増える可能性もあるのではないのでしょうか。人員配置に関して、准看護師でないと人の確保が難しいという事業所の実情も鑑みると、緩和策として、質を担保した上で准看護師を追加するのは良いと思います。

内山委員：短期集中運動型デイサービスの標準的な規模や、市からの補助金の程度についてご教示いただけますでしょうか。

また、資料中に常勤・専従・常勤換算といった言葉が出てきますが、どのような違いがあるのかご説明をお願いします。

遠藤課長：内山委員ご質問の点について回答させていただきます。標準的な規模ですが、総合事業開始前の当初想定でいうと、10人程度の小規模な事業をイメージしています。

次に、事業者への報酬について、条件により報酬金額は変わりますが、例えば週3回利用されるパターンで送迎ありの場合、利用者の負担額とあわせて月額約4万円強としています。

最後に、常勤と専従の定義です。まず、介護保険の人員基準上における「専従」は、そのサービスを提供する時間に、例えば主任指導員であれば主任指導員の業務だけを行うことを指します。つまり、その時間に他の仕事を掛け持ちしている状態は専従には該当しません。「常勤」については、その事業所の就業規則で定める常勤職員が就業すべき時間を満たしていれば「常勤」という考え方になります。例えば、就業規則上週40時間

が常勤の方の勤務時間となっていれば、40 時間勤務されている方が常勤の条件に該当するということです。もう一つ、それとよく似た言葉で「常勤換算」がございます。この考え方について、例えば先ほどの週 40 時間の常勤の例でいうと、20 時間の方は常勤には該当しないが、週 20 時間の方 2 人を合わせて週 40 時間になれば、それを常勤職員 1 人分とみなすという考え方で、介護保険の人員基準で一般的に用いられている定義です。

福富会長：事務局からの提案は、短期集中運動型デイサービスの事業所数が少ないため、事業者が運営しやすいように人員配置について一定の緩和策を設けるといったものでした。これに関して千葉委員、山岸委員から御意見をいただいておりますが、他の委員のお立場でご意見はございませんか。

麻田委員：先程、スポーツクラブの話題が出ましたが、リハビリ期間終了後にジムなどを利用される方について、専門職のアドバイスを求める問合せがスポーツクラブから理学療法士会に入ることが多いです。山岸委員からお話しがあったように、公的な事業として専門職の色を濃く出していくなど、スポーツクラブ等との差異化を図らないと継続的な事業は難しいと思います。また、本事業については利用期間が 3 箇月に限定されていますが、期間内の対応だけでは十分ではないと考えています。3 箇月の利用期間が終了した後、もう一度同事業を利用したい場合、何か制約はありますか。

遠藤課長：サービスの利用期間については原則 3 か月ですが、延長すれば改善が見込める場合は最長 6 か月まで利用可能としています。同一の方に対する算定については、サービス終了後、1 年経過後でないと再度算定できないという取り扱いをしています。

麻田委員：利用者の状態に変化がなくても、1 年経過すれば再度利用できるということでしょうか。

遠藤課長：再度利用する場合、介護予防ケアプランにおいて、短期集中的な運動プログラムの必要性が認められるということが前提となります。

麻田委員：プログラムの特色もより出していかないといけないと思うので、理学療法士会としても協力させていただきます。

また、参考資料 2 に栄養改善加算と口腔機能改善加算を創設する案が記載されていますが、これは確定でしょうか。

遠藤課長：本参考資料は、平成 29 年度第 5 回京都市高齢者施策推進協議会で使用した資料で、本案に基づいて平成 30 年度から両加算を創設しています。

福富会長：短期集中のプログラムについては、利用期間終了後の次の場を作っていないと上手く機能しないと言われていています。ある自治体では、サービス利用者が利用期間終了後、今度はボランティアとして新しくサービス利用される方の世話役を担うなどの仕掛けを作るなどの工夫をされているといった話も聞きます。

本提案について、様々な御意見をいただいておりますが、各御意見に対しての御回答をお願いいたします。

遠藤課長：資格要件を准看護師まで拡大することの懸念の意見をいただきました。介護保険及び総合事業の各種サービスについては、地域包括支援センター等が主治医の意見も聴取したうえで作成する介護予防ケアプランに基づいて提供されます。このことから医師の指示を踏まえてサービスが提供されているものと考えています。また、要介護者向けの通所介護では、サービス利用者の機能向上のための運動等の訓練プログラムを作成し、効果等をモニタリングしながら評価を行う機能訓練指導員という職がございます。この職の資格要件として、看護師や准看護師が位置付けられており、准看護師が認められていることから、事務局としては今回提示した案で見直したいと考えておりますが、今回の御意見を踏まえ、慎重に検討、整理したうえで再度お諮りさせていただきます。

＜報告事項 1＞すこやかアンケート調査等の実施について

＜事務局説明＞

資料 5 すこやかアンケート調査等の実施について

＜意見交換・質疑＞

内山委員：介護保険事業計画ワーキンググループの際にも申し上げましたが、事業者調査については、より回収率をあげる努力をしていただきたく思います。

福富会長：前回の回収率はどれ程でしょうか。

谷利部長：介護サービス事業者調査の回収率は前回 63.1%です。高齢者調査の回収率は前回 56.8%なので、一般の方にお尋ねしている調査より回答率は高くはありますが、もう少し上がるよう工夫させていただきます。

＜報告事項 2＞平成 30 年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について

＜事務局説明＞

資料 6 平成 30 年度高齢サポート（地域包括支援センター）の運営状況等について

（閉会）午後 7 時 09 分